

監督指導において 違法な長時間労働を認めた事例

山形労働局では、長時間労働が疑われる事業場に対して重点的な監督指導を実施しています。監督指導において違法な長時間労働等が行われていたとして、労働基準監督署が指導を行った事例を紹介します。

事例 1（建設業）

立入調査で把握した事実

- ① 建設業の事業場（労働者約30人）において、現場代理人である労働者が脳疾患を発症。長時間労働が原因であるとして労災請求がなされたため、立入調査を実施した。
- ② 当該労働者の勤務状況を確認したところ、業務過多により36協定で定めた限度時間（月99時間）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える、**最長で1か月当たり115時間**の違法な時間外・休日労働が認められた。

労働基準監督署の指導

◆ 長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと

- ・ 36協定で定めた限度時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- ・ 労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第36条第6項違反）
- ・ 時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

長時間労働是正の取組

◆ 過重労働の再発防止のため、各労働者への意識付けを実施

- ・ 時間外労働の削減に関して、社内で勉強会を開催し、労働者の意識付けを図った。

◆ 残業時間の可視化及び組織的な管理

- ・ 各労働者の残業管理シートを作成し、その月における残りの残業できる時間を可視化。
- ・ また、毎月、勤怠締日10日前に当月の残業時間を確認し、残業時間が多い労働者に対しては面談の上、人的応援や勤務時間調整等を行うこととした。

事例 2（小売業）

立入調査で把握した事実

- ① 小売業の事業場（労働者 5 人）に、立入調査を実施した。
- ② 36協定で定めた上限時間（月99時間）を超える時間外労働は認められなかったが、
最長で 1 か月当たり95時間の時間外・休日労働が認められた。
- ③ また、一部の労働者について始業・終業時刻が把握されていない状況が確認された。

労働基準監督署の指導

◆ 長時間の時間外・休日労働による健康障害を防止する措置を講ずること

- ・ 時間外・休日労働時間を 1 か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導
- ・ 医師による面接指導により、長時間の時間外・休日労働を行っている労働者の健康状況を把握し、必要に応じて本人に対する指導を行うための体制を構築するよう指導

◆ 労働時間を適正に把握すること

- ・ 使用者には労働者の始業・終業時刻を把握する義務があることを説明の上、労働時間を適正に把握するための具体的方策を検討・実施することを指導

長時間労働是正・労働時間適正把握のための取組

◆ 過重労働の再発防止のため、営業時間を調整

- ・ 店舗の営業時間を短縮（閉店時刻を30分前倒し）することにより、1 か月の時間外・休日労働を約40時間削減した。

◆ 労働時間の適正な管理を徹底

- ・ 労働者の始業・終業時刻について、使用者が自ら現認することによって労働時間を把握することとした。